

*このカレンダーは、1年単位の变形労働時間制(1年以内の一定の期間を平均して1週間の労働時間が40時間以下)の最低基準である休日数105日を下回らないように設定しております。緑文字は燕市の行事 青文字は三条市の行事
 1年単位の变形労働時間制を適用する場合、「1年単位の变形労働時間制に関する労使協定書」と「1年単位の变形労働時間制に関する協定届」を労働基準監督署に提出する必要があります。(変更になる場合があります。)

日	月	火	水	木	金	土
1 元日	2 振替休日 仏滅	3 大安	4	5	6 友引	7
8 仏滅	9 成人の日 大安	10	11	12 友引	13	14 献灯祭 仏滅
15 大安	16	17	18 友引	19	20 仏滅	21 大安
22	23 友引	24	25 仏滅	26 大安	27	28
29 友引	30	31 仏滅				

日	月	火	水	木	金	土
	1 大安	2	3 節分鬼踊り	4 友引	5	6
7	8	9	10 友引	11 建国記念の日	12	13
14	15	16 友引	17	18 仏滅	19	20
21	22 仏滅	23 天皇誕生日 大安	24	25	26	27
28	29	30	31			

日	月	火	水	木	金	土
	1 大安	2	3	4 友引	5	6
7	8	9	10 友引	11	12	13
14	15	16 友引	17	18 仏滅	19	20
21	22 友引	23	24 仏滅	25 大安	26	27
28	29	30	31			

日	月	火	水	木	金	土
	1 金物の日	2	3	4	5	6
7	8	9 友引	10	11 仏滅	12 大安	13
14	15 友引	16	17 仏滅	18 大安	19	20
21	22 大安	23 分水おいらん道中	24	25	26	27
28	29	30	31			

日	月	火	水	木	金	土
1 友引	2	3 憲法記念日 仏滅	4 みどりの日 大安	5 こどもの日	6	7
8	9 仏滅	10 大安	11	12	13 友引	14
15	16 大安	17	18	19 友引	20 仏滅	21
22	23 友引	24	25	26 仏滅	27 大安	28
29	30	31				

日	月	火	水	木	金	土
	1 仏滅	2 大安	3 三条風合戦	4	5	6
7	8 大安	9	10	11 友引	12	13
14	15	16	17 友引	18	19	20
21	22 友引	23 仏滅	24 大安	25	26	27
28	29	30	31			

西暦 2023年
燕三条産業カレンダー

本カレンダーをご参考に
 各社の実状に合わせて
 休日を決めてください。

分水商工会
 吉田商工会
 燕商工会議所

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9 友引	10	11 仏滅	12 洋食器の日 大安	13
14	15 友引	16	17 海の日 仏滅	18	19	20
21	22 仏滅	23 大安	24 31	25	26 友引	27
28	29 大安	30	31			

日	月	火	水	木	金	土
	1 友引	2	3 仏滅	4 三条夏まつり 大安	5 三条夏まつり	6
7	8	9 仏滅	10 大安	11 山の日	12	13
14	15 友引	16	17	18	19 仏滅	20
21	22 友引	23	24	25 仏滅	26 しただふるさと祭り 大安	27
28	29	30	31			

日	月	火	水	木	金	土
	1 大安	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15 友引	16	17	18 敬老の日 大安	19	20
21	22 友引	23	24 酒呑童子行列 大安	25	26	27
28	29	30	31			

日	月	火	水	木	金	土
1 燕青空即売会	2	3 友引	4	5 仏滅	6 大安	7 栄ふるさと祭り
8	9 スポーツの日 友引	10	11 仏滅	12 大安	13	14
15	16 仏滅	17 大安	18	19	20 友引	21
22 仏滅	23 大安	24	25	26	27 友引	28 仏滅
29 大安	30	31				

日	月	火	水	木	金	土
	1 友引	2	3 文化の日 仏滅	4 大安	5	6
7	8	9 仏滅	10 大安	11	12	13
14	15	16	17 友引	18	19	20
21	22	23 お取越 友引	24	25	26	27
28	29	30	31			

日	月	火	水	木	金	土
	1 仏滅	2 大安	3	4	5	6
7	8 大安	9	10	11 友引	12 大安	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22 友引	23 仏滅	24 大安	25	26	27
28	29	30	31			

2019年4月1日より、労働者に対し年5日の年次有給休暇の取得が義務付けられました。
 ※年10日以上有給休暇が付与される労働者が対象。 問い合わせ先：三条労働基準監督署 ☎0256-32-1150